

働き方改革のポイントと

今後の取組み

～「働き方改革推進法」にどう対応していくか～

これまでの「働き方」を大きく見直す働き方改革推進法が成立し、来年4月から順次施行されます。深刻化する人手不足や優秀な人材の確保が求められる中、労働環境の整備と、この法律への対応が急務となっています。今回は、労働時間等の労務管理、同一労働同一賃金関係、就業規則の見直しなど、多くの問題に対処するための留意点を中心に幅広く解説いただきます。皆様のご参加をお待ちしています。

【日時】 平成31年1月23日（水） 13:30～15:30

【場所】 松本合同庁舎 502号会議室
(松本市島立1020番地)

【講師】 社会保険労務士 水野 誠也 氏

《講師紹介》

1970年名古屋市生まれ。外食企業ストアマネージャー、半導体メーカー総務人事職を経験した後、2012年大町市で水野事務所を開業。人を大切にする企業づくりの支援を通し、活力と希望が満ち溢れる社会の実現を目指し、ご活躍されています。



【お申し込み先】

長野県中信労政事務所 または 松本市労政課

【申し込み方法】

- ◎ 平成31年1月16日（水）までに申込書をFAXでお送りいただくか、直接お電話でお申し込みください。
定員は60名です。お申込み多数の場合は先着順となりますのでご了承ください。

会場のご案内

【主催者からのお願い】
 会場の駐車場に限りがあるため、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
 (タウンズニーカー西コース「合同庁舎」下車)



～お申し込みやお問い合わせは下記主催事務局へ～

FAXの場合は、受講申込書を下記のいずれかへ送信してください

長野県中信労政事務所 FAX: 0263 (47) 7828 電話: 0263 (40) 1936
 松本市労政課 FAX: 0263 (88) 7669 電話: 0263 (35) 6286

平成30年度 労働フォーラム（1月23日開催） 受講申込書

組合名又は事業所名			電話	
氏名	ふりがな	労使一般別	職名	
		労・使・一般		
		労・使・一般		
		労・使・一般		

※ お申し込みいただいた個人情報は、他の目的に使用することはありません。

お申込み期限は1月16日（水）です。